

川西市行政不服審査会会議公開制度運用要綱

平成28年 月 日
川西市告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の会議公開制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第2条 会議公開は、審議会等設置状況の公開、会議開催日時等の公開、会議の傍聴、会議録の公開等により行うものとする。

(審議会等設置状況の公開)

第3条 総務部情報政策室(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を記載した審議会等設置状況(様式第1号)を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局(担当室・課)
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 担当事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成(選出基準)
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、事前に公開するものとする。

(会議の開催日時等の公開)

第4条 会議の開催日時等は、事前に公開するものとする。

2 前項の公開は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ(様式第2号)を事務局の窓口、市政情報コーナー等で閲覧の用に供するとともに、事務局及び市政情報コーナーへの電話照会に答えることにより行うものとする。

- (1) 会議名(審議会等名)
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由

(5) 傍聴定員(予定)

(6) 事務局(担当室・課)

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等の川西市広報誌への掲載を市長に依頼することができる。

4 傍聴の可否については会長が事務局と事前に協議して決定する。

5 会議開催のお知らせは、会議の開催日の概ね1週間前までに事務局及び市政情報コーナー等で閲覧の用に供するよう努めるものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

(会議の傍聴をすることができる者)

第5条 何人も会議の傍聴をすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が、川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。

3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、必要と認めるときには、これを変更することができる。

4 傍聴の受付は、会場で会議開催の概ね30分前から先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

5 審議会の会議公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど、傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。

6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第を配布するものとする。

7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公開等)

第7条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第3号)を作成するものとする。

(1) 会議名(審議会等名)

(2) 事務局(担当室・課)

(3) 開催日時及び開催場所

(4) 出席者

(5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由

(6) 傍聴者数

(7) 会議次第及び会議結果

(8) 審議経過(主な発言要旨等)

- 2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1箇月以内に審議会の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りではない。
- 3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー等において、公開を行うものとする。
- 4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1号第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。
- 5 会議録の公開は、情報提供として、第1項の会議録を閲覧に供することにより行うものとする。
- 6 事務局は、必要と認めるときは、会議結果の川西市広報誌への掲載を市長に依頼する等、会議結果の公表に努めるものとする。

付則

この要綱は、平成28年 月 日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。